

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。ただし、第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国家公務員の職階制に関する法律の廃止)

第二条 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十八号）は、廃止する。

(法制上の措置等)

第三条 政府は、改正後の国家公務員法（以下「新法」という。）に基づく職員に関する人事行政の円滑な実施が確保されるよう次に掲げる法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

一 国家公務員法附則第十三条に規定する同法の特例について必要な法制上の措置

二 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十九号）附則第三項の規定により職階制の実施に伴い、人事院の定める日においてその効力を失うこととされる同法附則第二項の規定によりなおその例によることとされる各行政機関の職員の官に関する従来の種類を整理するため必要な法制

上の措置

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び一般職及び一般職の職員の能力等級制に関する法律（平成十五年法律第一号）を施行するため必要な法制上の措置

四 人事交流その他の事由によりその職の基準に関し一般職との権衡を考慮することが適当な特別職に関する法律について必要な法制上の措置

2 政府は、この法律の公布後一年を目途として、前項に規定する法制上の措置を講ずるものとする。

(採用試験等に関する経過措置)

第四条 改正前の国家公務員法（以下「旧法」という。）の規定による任用候補者名簿は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に失効するものとする。

2 内閣総理大臣は、新法第五十五条に規定する任命権者が、施行日から新法第五十条の規定による最初の

採用候補者名簿が作成されるまでの間において新法第二十六条に規定する採用試験による職員の採用を行うことができるようにするため、施行日前においても、新法第四十二条から第五十四条まで及び第五十七条の規定の例により、採用試験、採用候補者名簿の作成及び採用候補者の推薦を行うことができる。

- 3 前項の場合における旧法第十八条の二第一項及び第二十一条の規定の適用については、旧法第十八条の二第一項中「職員の能率」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第四条第二項に規定する採用試験、採用候補者名簿の作成及び採用候補者の推薦に関する事務並びに職員の能率」と、旧法第二十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び国家公務員法の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定」とする。
- 4 施行日から政令で定める期間を経過する日までの間における新法第三十六条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める場合」とあるのは、「国家公務員法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第四条第一項の規定により失効するものとされた採用候補者名簿（同法による改正前の第五十条の規定により作成された採用候補者名簿をいい、第五十四条の規定を適用したとした場合に失効していないものに限る。）に記載された者をその採用候補者名簿に係る試験に係る官職に採用しようとする場合及び政令で定める場合」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（別に定める経過措置）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、別に法律で定める。